

東京都消費者教育推進計画の具体的施策の状況

- 消費者教育推進法に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する計画
- 東京都消費生活基本計画の一部としての位置づけ
- 計画期間は東京都消費生活基本計画と同じ5年間(平成25年度から29年度まで)

【主な取組状況(平成26年度)及び取組予定(平成27年度)】

番号	施策名	主な取組状況(平成26年度)	主な取組予定(平成27年度)	参考資料①掲載ページ
1-1-2	従業員に対する消費者教育の促進	・悪質商法の実態と対処方法等をテーマに新入社員向け講座を実施(13回) ・悪質商法、ネットトラブルの事例と対処方法等をテーマに中堅社員向け講座を実施(62回) ・消費者教育読本「飯田橋四コマ劇場」を作成し、事業者・事業者団体等へ配布	・事業者に対し、東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)派遣による出前講座活用の働きかけを実施	118
1-2-1 (1-3-4)	区市町村の消費者教育を担う人材の育成	・消費者問題マスター講座に「区市町村優先枠」を設け、地域で消費者教育の担い手となる受講生の優先受入れを実施(11区市町村から23人) ・専門知識を持つ団体等に講師を依頼し、区市町村消費者行政職員研修を開催(4回)	・消費者問題マスター講座に「区市町村優先枠」を設け、区市町村を通じ申込みのあった受講生の受入れを実施 ・区市町村消費者行政職員向け研修を開催	121
1-3-1	区市町村の消費者教育推進への支援	・区市が実施するイベント等において、啓発グッズの提供、着ぐるみの貸出し、集客のための広報協力等を実施 ・区市町村が実施する出前講座でテーマ、日程、対象者等調整が困難な場合、都が東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)を派遣し、講座の実施を支援(20回受講者数477人)	・区市町村の消費者教育推進の取組への支援について、積極的に実施 ・区市町村に対し、東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)派遣による出前講座活用の働きかけを実施	126
2-1-2	幼児等を対象とした事故防止ガイドの活用等	・ヒヤリ・ハット調査結果を分析し、「乳幼児の転落・転倒事故防止ガイド」を作成、保育所、幼稚園、保健所等へ配布とともに、「東京くらしWEB」、ツイッター等で注意喚起を実施	・ヒヤリ・ハット調査「乳幼児が使う製品による危険」、「乳幼児を育てるために使う製品による危険」の結果を分析し、レポートを作成、保育所、幼稚園、保健所等へ配布とともに、「東京くらしWEB」、ツイッター等で注意喚起を実施	132
2-2-3	消費者教育用教材の作成・活用	・高校生向けWEB版消費者教育読本を作成し、併せて当該教材を活用した授業ができるよう教員用資料と指導書を作成 ・「東京くらしWEB」に「消費者教育教材等検索サイト」を立ち上げ、これまで作成した教材活用を促進する取組を実施	・中学生向けWEB版消費者教育読本を作成 ・作成した教材をもとに、教員講座において、活用を促す講座を実施し、教員を支援 ・新作教材とともに既存の教材の活用促進を実施	137
2-3-1	若者向け悪質商法被害防止キャンペーン	・若者向け悪質商法被害防止キャンペーンの実施(啓発用ポスター・リーフレット配布、啓発グッズの配布、交通広告、映画館等におけるCMの上映、着ぐるみを活用した広報啓発活動、悪質商法をテーマに芸人が作った漫才・コントをネット動画で公開等)	・若者を対象に、より適切な媒体を検討し、他団体とも連携を図り、啓発を実施	146
2-3-6	出前講座(大学等との連携)	・東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)を講師として大学における新入生ガイダンス等にて出前講座を実施(17回) ・大学を訪問して消費者教育の重要性を説明し、出前講座の利用等の働きかけを実施	・出前講座を継続して実施し、大学等で更に活用されるよう広報・宣伝を強化	151
2-5-1	高齢者悪質商法被害防止キャンペーン	・高齢者悪質商法被害防止キャンペーンの実施(啓発用ポスター・リーフレット配布、介護事業者等への啓発用ステッカーの配布、交通広告・新聞広告の実施、高齢者被害特別相談の実施等)	・高齢者及び高齢者を見守る人々を対象に、より適切な媒体を検討し、他団体とも連携を図り、啓発を実施	160

東京都消費者教育アクションプログラム
(平成27年度版)の概要

- 東京都消費者教育推進計画の都が実施する具体的な取組を掲載
- プログラムの内容は、東京都消費者教育推進協議会の意見を踏まえ、毎年度見直し
- 「新たに連携する団体の数」「消費者教育推進地域協議会等を設置している区市町村数」については、平成27年度の到達目標を設定し進捗状況を確認(表1)

(表1)【平成27年度の到達目標と実績】

到達目標内容	到達目標数(平成27年度)	実績(平成27年3月末現在)
新たに連携する団体の数 【参考】 既連携実施団体数(到達目標設定時) 48団体 (消費者団体31、事業者・事業者団体1、大学7、試験研究機関2、その他7)	30団体	45団体 (事業者・事業者団体19、民間ADR機関13、試験研究機関2、大学8、その他3)
消費者教育推進地域協議会又はそれに類する連携のための組織を設置している区市町村の数	10区市町村	3区市町村 (千代田区・江東区・葛飾区)

(表2)【具体的な取組例】

世代・テーマ等	都が実施する具体的な取組	掲載ページ
3 若者の消費者被害の防止	○ホームページ「東京くらしWEB」による消費生活関連情報の提供 ・今後、スマートフォン等モバイル端末からのアクセス増加がさらに見込まれることから、利用者の端末環境に左右されることなく常に閲覧しやすいページ作りが可能なレスポンシブデザインを「東京くらしWEB」に導入	7
4 高齢者の消費者被害の防止	○高齢者見守り人材向けの出前講座 ・ホームヘルパー、ケアマネジャーなどの介護事業者、民生・児童委員や高齢者見守りネットワーク関係者など的高齢者を見守る立場の人が対象 ・高齢者が被害に遭いやすい消費者トラブルや被害発見のポイント、対処方法などを内容とする講座を更に拡大して実施	9
5 子供の安全の確保	○子供の事故防止に向けた情報発信・普及啓発 ・社会科見学や家族連れが多く訪れる東京消防庁防災館で、商品やサービスに関する危害・危険について講演を実施するとともに、模型・パネル等の展示を実施 ・東京都消費生活総合センターを活用するほか、子育て中の親が多く集まるイベントや区市町村が開催する消費生活展等と連携し、家の中に潜む危険や子供服の危険について、ビジュアル的に再現する模型・パネル等の展示を実施 ・安全に配慮した商品見本市「セーフティグッズフェア」を開催し、安全・安心なデザインの商品展示のほか、企業向けセミナー等を実施するとともに、展示された商品や機能をホームページ「東京くらしWEB」上で紹介	10